

山口労発雇均 0625 第 1 号  
平成 30 年 6 月 25 日

各団体の長 殿

山口労働局長

夏季における年次有給休暇の取得促進に係る周知について(依頼)

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率は、平成 28 年で 49.4%と、近年微増傾向にあるものの、依然 5 割を下回っています。なお、規模別では、1,000 人以上の企業においては 55.3%となっています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季において、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行うこととしております。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

担 当	厚生労働省 山口労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 山本
	〒753-8510 山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館 (TEL) 083-995-0390 (FAX) 083-995-0389

暑い夏 海に山に  
花火に 夏祭りに  
休暇を取って  
人生の充実を



休もっ化  
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで  
休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化  
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、  
連続休暇にしよう。

休もっ化  
計画3

年次有給休暇の  
「計画的付与制度」を活用しよう。

### 【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する  
取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まります。  
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！





# 労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を  
組み合わせて、連休を実現する  
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を  
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の  
休暇を実施しよう。

2018年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13 プラスワン休暇 +1	14
15	16 海の日	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています(平成28年)\*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。\*就労条件総合調査

### 1) 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な  
業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、  
年次有給休暇を取得できます。

### 2) 導入例

例えば、2018年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と  
組み合わせて、連続休暇に。

土日、夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 山の日
12	13 夏季休暇	14 夏季休暇	15 夏季休暇	16 計画年休	17 計画年休	18
19	20 プラスワン休暇 +1	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### 3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用